

保 税 蔵 置 場 許 可 の 承 継 の 承 認 公 告

関税法第48条の2第6項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年3月25日

函 館 税 関 長 田 中 透

記

1. 承継後当該許可を承継する法人の名称及び住所
株式会社日本製鋼所
東京都品川区大崎1丁目11番1号
2. 承継に係る保税蔵置場の名称及び所在地（管轄官署：室蘭税関支署）
日本製鋼所M&E株式会社 保税蔵置場
北海道室蘭市茶津町4番地、御崎町1丁目
35番1、36番2、304番
3. 承継前に許可を受けていた者の名称及び住所
日本製鋼所M&E株式会社
北海道室蘭市茶津町4番地
4. 承継後の保税蔵置場の名称及び所在地
株式会社日本製鋼所室蘭製作所 保税蔵置場
北海道室蘭市茶津町4番地、御崎町1丁目
35番1、36番2、304番
5. 承継された許可期間
自 令和 8年 4月 1日
至 令和13年 9月30日